

「乳幼児突然死症候群 (SIDS) および乳幼児突発性危急事態 (ALTE) の病態解明等と死亡数減少のための研究」

平成 28 年度 分担研究報告書

分担研究課題：乳児の突然死例を解剖できる制度の構築についての倫理的検討

研究分担者：平野 慎也（大阪府立母子保健総合医療センター）

研究要旨

乳幼児の突然死例は、虐待死の関連からも、死因は究明されなければならない。乳幼児突然死症候群の診断においては、解剖による病理所見は必須とされている。しかし現在では虐待による犯罪性を問題にされることが多く、虐待による死亡の可能性が低くとも司法解剖として扱われることが増加している。乳幼児突然死症候群の剖検組織を保管し、新しい知見が発見された際に死因究明のための再検査をおこなうことは、乳幼児突然死症候群そのものについても新しい知見が得られる可能性があり、病態解明のためには必要であると考えられる。しかし虐待死との関連から司法解剖が増えつつある現状、また突然死の場合は死亡状況や近親者の心情から、簡単に承諾をとることに困難をとまうのも事実である。倫理的な側面も考慮しつつ、内外問わず情報収集することにより乳幼児の突然死例を解剖できる制度の構築について研究をおこなった。海外とは検死の制度等異なるが、我が国でもチャイルドデスレビューなどの法制化を進めるとともに、その一環として乳児の突然死例を解剖できる制度の構築を組み入れる事も考慮すべきでないかと考える。

A. 研究目的

子ども・若者白書によるとこどもの死亡原因は、0歳児では「先天奇形等」が最も多く、「呼吸障害等」、「乳幼児突然死症候群」と続き、平成 26 年度においては全国で 146 人、平成 27 年度には 96 名が乳幼児突然死症候群で亡くなっており、乳児期の死亡原因としては第 3 位である。

乳幼児突然死症候群の診断において、解剖による病理所見は必須とされている。解剖組織を一部保管し、新しい知見が発見された際に再検査をおこなうことは、より正確な診断にたどりつくことができ、またその解剖組織の詳細な検討により乳幼児突然死症候群そのものについてもさらに新しい知見が得られる可能性がある。しかし、現在では虐待による犯罪性を問題されることが多く、乳児突然死症候群の可能性が高くとも司法解剖として扱われることが増

加し、訴訟と守秘の観点から容易に剖検検体を利用することが困難となっている。それ以外にも死亡状況や近親者の心情から、簡単に解剖の承諾をとることに困難があるのも事実である。倫理的な側面も考慮しつつ、解剖を可能にする制度を構築するために、内外問わず幅広く情報収集することにより、そのような制度を可能にしていく方法を検討する。

B. 研究方法

種々の媒体を通じ我が国の死因究明の状況、および乳児の死因究明の状況を調査する。

C. 研究結果

○大阪府における乳幼児死亡について

大阪府においてはほぼ毎年 200 人から 250 人ほどの乳児の死亡がある。監察医制度のある大阪市内では乳児死亡は毎年 50 人から 100 人であるが、周産期死亡の新生児や、先天性

疾患等で死亡した乳児をのぞくと、いわゆる異常死体としての乳児死亡は大阪市内では毎年 15 から 20 人前後であり、乳児死亡数全体のおよそ 20～30%である。

乳幼児の突然死は原則として解剖を行うべきであるという考えは警察にも浸透しており、解剖は行われる傾向にあるが、最近是我が国でも児童虐待が社会問題として大きく取り上げられており、乳幼児の異状死体を見るとき、事件性はないだろうと判断されても、犯罪（虐待死）の可能性が完全に否定できない限り乳幼児の変死事件に関しては、明らかな先天性疾患などを除き、ほとんどが司法解剖になっている現状があった。司法解剖となった以上は、情報は隔離されることとなり、（刑事訴訟法 47 条：「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。但し、公益上の必要その他の事由があつて相当と認められる場合は、この限りでない。」）臨床あるいは病理の観点から、解剖の組織所見を含めてお互いに議論できる環境が少なくなるという問題が生じている。

乳幼児だけでなく一般に警察が取り扱う死亡についても、我が国の死因究明制度は他の先進国と比べて充実しているとはいえないものであり、司法解剖 5%、行政解剖 6%程度であり、それは地域によっても大きく違いが見られる。解剖の種類によっても違いがみられるが、監察医制度がある地域では専従の法医学者が解剖をおこなうとされ、監察医制度のない地域では大学の法医学講座の教授らが講義を持ちながら行っている。2013 年度、法医学者は全国に 154 人という報告があり、人員面での不足も大きな問題となっている。これは現在でも大きな変化はないと思われる。2015 年には青森県と鳥取県で法医学者がおらず司法解剖ができない事態にまで発展している。

死因究明のために解剖率をあげるため、司法解剖、行政解剖とはちがったいわゆる新法解剖が平成 25 年 4 月から施行されている。「警察などが取り扱う死体の死因・身元調査に関する法」（死因・身元調査法）「死因究明等の推進に関する法律」（推進法）がそれである。

これは、「警察署長は、取扱死体について、法人又は機関に所属する医師その他法医学に関する専門的な知識経験を有する者の意見を聴き、死因を明らかにするため特に必要があると認めるときは、解剖を実施することができる。」というものである。解剖の承諾は必要としない。死因究明の推進が期待されたが、施行後の実態は、期待されたほどの解剖率の向上や地域格差の改善は進まず、法的な枠組みが変わっても、結局解剖医が足りず、かつ偏在するという構造的な問題が解消されていないことを判明させる結果となっていた。警察庁の資料によっても 2013 年に警察が取り扱った遺体は 16 万 9047 体で、そのうちいわゆる新法解剖によって解剖された遺体は 1418 体であり、それほど貢献はしていないように見える。欧米のレベルまで解剖率を向上させるためには、解剖医及び解剖施設の絶対数を大幅に増加させるとともに、解剖による死因究明の必要性について国民的な認識の向上を図る必要がある。

また、警察庁では、犯罪死の見逃しを防ぐため、2009 年から法医学の専門教育を受けた検視官（警察官）を増員、遺体発見現場に立ち会う（臨場）ことを開始し、増員前の臨場率：2008 年に全国平均 14.1%から 2014 年には 72.3%となったが、検視官は主に遺体の外見の観察や体温の測定をして犯罪死かどうかを判断するため、外見に異常がなければ、毒物や薬物投与を見落とすこともあり、解剖しなければ死因が判明しない場合もある。成人でさえ死因究明は大きな課題である。

○死因究明のための活動

米国など多くの先進諸国では、子どもの死亡全例に関して情報を収集し、予防できる死亡を考えていくという制度があり、それに関する法律が制定されている。

（参考；米国の SIDS 研究所のホームページをみると、睡眠関連の乳児死亡に関する医学的研究は、ほとんど止まっている。これは、この重要な研究に使用する死亡した幼児から組織を得ることを可能にするインフラがないこ

との結果である。この状況に対処するために、SIDS 研究所と Miami-Dade Chief Medical Examiner で SUID Tissue Consortium を立ちあげた、とある。このコンソーシアムには、メリーランド州のいくつかの検診官と NICHD 脳・組織バンクからの資金提供があり、突然死亡する幼児のすべての親に到達し、研究のために組織を寄付する機会を提供することが目的とされている。

米国では日本と違い法医、病理医として専門の研修を受けた医師である medical examiner が存在し、警察から独立した死因究明機関の長などとして、死体に対する調査権を有し、その権限および専門的知見に基づいて、死因究明の責任者となる職種が存在している。

米国フロリダにおけるプロジェクトである The SUID Tissue Project では SUID(Sudden Unexpected Infant Death)の研究を推進するために行われている。米国 SIDS institute とフロリダ州の Medical Examiner 事務所とが共同で行っているものは、3つの大きな部分で構成されている。研究のための組織の提供のための同意取得、通常の解剖検査に基づいた組織の採取、NICHD 組織バンクでの組織の保存である。このプロジェクトでは、

- ・ SUID のケースと同様に 1 歳未満の死亡症例の組織も対照のケースとして提供を受けている
- ・ 組織は定められた方法で NICHD Brain and Tissue Bank に輸送し保存される。状況調査は解剖検査の結果もデータベース化される。
- ・ Medical officer 事務所を日常的に訪れ、ケースがあれば、研究用の組織提供について家族に説明し、NICHD Bank が同意取得にうかがうなどが行われている。

米国では、組織の設立とともに Medical officer 事務所を日常的に訪れるなどたえず死亡ケースの症例の家族への組織提供を依頼するという積極的な活動が行われている。

我が国ではこのような組織、制度は現存していないが、こどもの死因究明の必要性が認識され、こどもの死因究明のための活動が行われている。“こどもの死に関する我が国の情

報収集システムの確立に向けた提言書（平成 24 年 1 月 22 日）”が、日本小児科学会を含む複数の学会から、また 内閣府死因究明等推進会議と国家公安委員会あて要望書として平成 25 年 6 月 7 日にチャイルド・デス・レビュー研究会会長と日本法医学会理事長の連名で提出されており、その内容は“死因究明制度の一環として、子どもの死亡登録・検証制度を法的に位置づけ、地域ごとに本制度を行うシステムの構築を要望する”というものである。そして、2012 年には東京都チャイルドデスレビューパイロットスタディがおこなわれ、その結果が 2014 年の日本小児科学会で報告され、第 22 回日本 SIDS・乳幼児突然死予防学会学術集会においても「チャイルド・デス・レビュー」のシンポジウムが企画された。こどもの死を検証することによって、多くを学び、予防に生かすことの重要性が指摘されてきている。

D. 考察

乳児突然死症候群の診断において、解剖による病理所見は必須とされている。解剖組織を一部保管し、新しい知見が発見された際に再検査をおこなうことは、より正確な診断にたどりつくことができ、またその解剖組織の詳細な検討により乳幼児突然死症候群そのものについても新しい知見が得られる可能性がある。しかし死亡状況や近親者の心情から、簡単に解剖の承諾をとることはできないのも事実である。成人でさえ死因究明は大きな課題であることが判明し、新法解剖といった法的な枠組みが変わっても困難な状況である。乳幼児の場合は、より倫理的な側面も考慮しつつ、乳児突然死の解剖を可能にする制度を模索していかなければならない。

死因究明の必要性についての国民の認識向上、そしてまた解剖に対する医療従事者の意識改革も必要であり、特に子どもにおいてはその死因究明のために各種活動も行われ、死亡登録・検証制度を法的に位置づけるなどの対策は必要であり、チャイルドデスレビューの法制化の一環として乳児の突然死例を解剖

できる制度の構築を組み入れる事も考慮すべきでないかと考える。子どもは子どもで、子どもの死亡全体をとらえる必要があり、収集できるシステムとその検証について法制化は望まれるところである。乳児の突然死例を解剖できる制度との関連性においては、チャイルドデスレビューは子どもの死亡例をすべて登録し検証し、予防できる死亡を考えるということが目的であり、子どもの死亡時点からは、時間経過という点で考えれば、じっくり後から検証するというスタンスであると思う。しかし乳児突然死の場合はその診断に剖検が必須とされており、死亡から死因の検証のための剖検までには時間が重要とされ、そこに遺族の心情を配慮した倫理的な部分が大きく関わってくる。乳児の突然死例を解剖できる制度の構築のためには、チャイルドデスレビューの一環としてその死亡は検証されるべきであると思うが、“時間”という点で、更なる深い議論が必要であると思う。

子どもを突然に亡くした場合は、子どもの成長発達とともに時間を共有した家族にとってはいたたまれないものであり、そのような状況で解剖についての承諾を得ることには、困難をとまなう。検証制度が法制化されたとしても、子どもを失った家族への精神的な面への配慮と支援は子どもの死亡に対すると同じように最大限の配慮をしなければ成らない。

E. 結論

乳幼児の突然死例は、虐待死の関連からも、死因は究明されなければならない。乳児突然死症候群の診断においては、解剖による病理所見は必須とされている。現在では虐待による犯罪性を問題にされることが多く、虐待による死亡の可能性が低くとも司法解剖として扱われることが増加している。乳幼児突然死症候群の剖検組織を保管し、新しい知見が発見された際に死因究明のための再検査をおこなうことは、乳幼児突然死症候群そのものについても新しい知見が得られる可能性があり、病態解明のためには必要であると考えられる。しかし虐待死との関連から司法解剖が増えつつある現状、また

突然死の場合は死亡状況や近親者の心情から、簡単に承諾をとることに困難をとまなうのも事実である。倫理的な側面も考慮しつつ、内外問わず幅広く情報収集することにより乳児の突然死例を解剖できる制度の構築について研究をおこなった。成人でさえ死因究明は大きな課題であることが判明し、新法解剖といった法的な枠組みが変わっても困難な状況である。海外とは検死の制度等異なるが、我が国でも死因究明の重要性からも、また子どもの予防できる死を減らす目的からもチャイルドデスレビューなどの法制化を進めるとともに、その一環として乳児の突然死例を解剖できる制度の構築を組み入れる事も考慮すべきでないかと考える。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

1) 乳児の突然死例を解剖できる制度の構築について：第23回日本SIDS・乳幼児突然死予防学会学術集会 2017.3.17 津

H. 知的財産権の出願・登録状況

1) 特許取得

2) 実用新案登録

3) その他